

# 記録管理を支えるもの

—草創期のオーストラリア・ヴィクトリア州を事例として—

藤 吉 圭 二

## 【要 旨】

オーストラリア・ヴィクトリア州の公文書館PROV: Public Record Office Victoriaは1990年代末に電子記録管理の標準であるVERS: Victorian Electronic Records Strategyを発表し推進していることにより、アーカイブズの世界では広くその名を知られている。電子文書をベースにした業務遂行の比率が年々高くなりつつある現在、これは参考にすべきひとつのモデルである。しかし注意しなければならないのは、VERSの背景には連綿とつづく紙ベースの文書管理の組織文化がPROVおよびヴィクトリア州政府にそもそも一定以上のレベルで根づいている状態があるということである。入植初期の時期のヴィクトリアにおける政府や民間の記録や文書をめぐる動きを見ると、そこには(1)組織活動に関して組織外部に報告しなければならないという必要性、(2)組織活動に関して複数の部署にまたがって情報を共有しなければならないという必要性、(3)組織、とりわけ政府に蓄積されてきた記録や文書をもとに歴史意識やコミュニティのアイデンティティを補強したいという欲求が強く働いていることがわかる。VERSについて考える場合にも、電子記録の問題だけでなく、このような記録や文書をめぐる組織文化のあり方にも注意を払う必要がある。

## 【目 次】

はじめに

- 1 上位機関への報告義務
- 2 統治のための情報の整備と共有
- 3 アーカイブズ施設整備の前段階
- 4 歴史協会の設立

おわりに

はじめに

オーストラリア・ヴィクトリア州の公文書館であるPROV: Public Record Office Victoriaは、電子記録管理の代表的な標準であるVERS: Victorian Electronic Records Strategyによって近年大きな注目を集めている<sup>1)</sup>。電子情報とインターネットを基盤にした業務遂行は、たとえばネット証券やネットショップであるとか、インターネットバンキングであるとか、金銭がから

1) 筆者自身も現地調査を実施し、その結果をまとめて[2006、藤吉]において報告している。

んで間違いの許されない領域にまで広く浸透しつつある。民間部門ではこのように十分なセキュリティの確保を必要とするインターネット上での情報のやりとりが活発に行なわれているが、しかし、公的な部門での業務の電子化には、なかなか目覚ましい発展は見られないというのが現状であると言ってよいのではないか<sup>2)</sup>。そのような日本の現状からみて、民間のコンサルタント、IT分野の学識経験者なども巻き込み、公文書館自体がイニシアチブをとって推進したVERSは、その日本での実現可能性はともかく、ある意味で極めて理想的な文書の電子化および電子政府化の取組のモデルになっているとすることができる。

電子政府に向けた取組を進めるにあたり、たしかにVERSはひとつのモデルとなりうる。しかし、VERSにおいて策定された電子文書管理の大部の仕様書<sup>3)</sup>を読み込むという作業だけでは、おそらく、めざすべき電子政府化はさほど進まないと言わなければならない。VERSという、電子文書マネジメントのためのいわば最先端の取組の背景には、そもそも業務遂行のなかで作成・蓄積されていく文書を、適切なかたちで保管・整理・保存するという文書管理の伝統がある。この、紙ベースの時代から発展し、洗練されてきた文書管理の伝統の上に、それを電子ベースでの業務遂行の増大に対応したものとすべく、VERSが策定されたことに注意する必要がある。簡単に言えば、それまで十分な文書管理のなされていなかったところに理想的な電子文書管理のシステムが突然導入され、活用されるなどということはあり得ないと考えるべきである<sup>4)</sup>。

このような観点に立って本稿では、最終的にVERSへと行き着いたヴィクトリア州の公文書管理の伝統がどのようなかたちで始まっているのかを整理することを目的とする。あらかじめ簡単にまとめるなら、文書管理の必要性は上部機関への報告の義務に由来するものであった。報告の義務とは、植民地時代の宗主国イギリス本国が植民地を統括するためシドニーに設置した機関への報告義務である。そしてその後、国家としての独立を進めていく過程で上位機関への報告義務が公衆publicへの報告義務に変わっていき、それと共に、入植時代の記録をオーストラリアに生きる者のアイデンティティの拠り所として求めるといった動きが加わってくる。今でこそ「説明責任」という訳語を得て日本でもアカウントビリティという考え方が普及しつつあるが、「公のための仕事のなかで作成された文書を公にする」という発想が、そもそもヴィクトリア州の文書管理の基本にあったのだということ、そしてそのような文書を公にすることを求める、あるいはそれを当然とするような考え方を持つ公衆が、すでに植民地時代の初期から存在したのだということが、あらためて確認されなければならないだろう。

ここから先、植民地時代における報告義務に基づいた文書管理、その後に進められた公衆に対する文書公開の取組、そして、当時「生き証人の減少」という事態に直面していた入植初

2) もちろん、たとえば会津若松市のように独自の見識を持ってオープンソースの業務ソフトの導入まで踏みこんで電子ベースでの業務遂行のデザインを進めている自治体もある。

[http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/ja/shisei/torikumi/ooo/info\\_index.htm](http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/ja/shisei/torikumi/ooo/info_index.htm)

3) どのようなシステム要件を満たすべきかなどが包括的かつ詳細に記されている。PROVの開設するVERSのサイトにおいて閲覧・入手することができる。

<http://www.prov.vic.gov.au/vers/standard/version1.htm>

4) ヴィクトリア州は、公文書管理の理念、方法およびアーカイブズとしての保存について定めたPublic Records Actを、すでに1973年に制定している。この法の制定自体が、公文書管理の長きにわたる関係者の努力を前史として持っていることが想起されなければならないだろう。

期の記録と記憶の収集の取組みなどの点について、その様子を概観していくことにしたい<sup>5)</sup>。

## 1 上位機関への報告義務

ヴィクトリア州に最初からアーカイブズ保存のために設計された施設がつけられたのは1931年である<sup>6)</sup>。それ以前には政府施設の一部にスタッフの業務遂行をサポートするための資料室とでもいうべきものが置かれていたにすぎなかった。いま日本でいう「歴史的に重要な公文書」という発想はまだそれほど強くは現れていない。しかし、そのようないわば現用文書の整理庫どまりの時代にあっても、その現用文書が適切に利用されるような状態に保っておく努力が早くから積み重ねられていた。ラッセルは「19世紀植民地時代の行政に携わったパイオニアこそ、その（今あるような公文書館の／藤吉補足）確かな礎石を据えた人々に外ならない。これら植民地時代に記録管理の体制を整えた人々のおかげで、編成もしっかりしており包括的で、細部にわたる記録管理システムが実現した。それは植民地時代を通じて維持され、次の世紀に至るまで適切に、損なわれることなく残されることになる」<sup>7)</sup>と述べている。具体的には、シドニーで任命されてポートフィリップ、後のメルボルンの統治に赴いたウィリアム・ロンズデールの功績が特記される。

まずポートフィリップについて簡単に見ておこう。オーストラリア政府、メルボルン市、そしてメルボルンに所在するモナシュ大学やメルボルン大学などの連携のもと2005年に発行されたメルボルンの百科事典“The Encyclopedia of Melbourne”でポートフィリップは次のように説明されている。

1851年7月1日にヴィクトリア州の分離が宣言されるまで、この……中略……地域は、公式にはニューサウスウェールズのポートフィリップ地区として知られていた。1842年に町議会が設立される（1847年にはメルボルン市議会となる）が、つくられて数年の間のメルボルンは事実上シドニーの統治下にあった。ウィリアム・ロンズデール大尉がこの地の法と秩序に関して責任を負う最初の警察長官として任に就いたのは1836年のことである。その一方、副総督にチャールズ・ラ・トロープが任じられたのは1839年のことである<sup>8)</sup>。

このように、白人社会としてのヴィクトリアの歴史は、まずメルボルンを統治する任務を負ってシドニーの植民地政府に派遣されたロンズデールによって始まったのである<sup>9)</sup>。ポートフィリップ地区に赴くようロンズデールに命じたのは植民地総督最高顧問Colonial Secretaryのアレグザンダー・マクレーで、彼がロンズデールに示した指示書には、次のような文言が見られる。

---

5) 本来であれば、ここから先の記述はPROVに所蔵されている原資料を踏まえてなされることが望ましいが、種々の制約によりPROVの全面的協力のもとヴィクトリア州におけるアーカイブズ整備の歴史についてまとめられた【Russel, 2003】に依拠しつつ、関連資料を適宜参照しながら論じていくことにする。

6) Russel, 2003, p. 34.

7) *ibid.*, p. 1.

8) The Encyclopedia of Melbourne (以下EMと略記)、p. 558, 1.

9) ロンズデールはメルボルン市街地の中心部を貫く大通りにその名を今もとどめている。

私は貴下に以下のことを求める。すなわち毎月の月末に報告書を作成し、当該月に遂行した重要な措置のうち政府が承知しておいてしかるべきと貴下が判断したものについて説明することを求めるものである<sup>10)</sup>。

この文言を含む指示書は2通がひとつのセットになっており、1通が軍政指示書Military Instructions、もう1通が民政指示書Civil Instructionsである。両者は現在いずれもシドニーにあるニューサウスウェールズ政府の通信文システムに登録・保管されている。ここから始まった一連の通信文書correspondenceは、その後100年以上にわたって初期のシステムを保ったまま作成・保存されている。このシステムは業務の増大・細分化に応じて設置された新たな機関においても援用され、土地調査、アポリジニの保護、メルボルンの市街地および田園地域での民事および刑事裁判の記録などがそこには含まれている。

すでに見たように1851年7月にはヴィクトリアのニューサウスウェールズからの分離が宣言されたが、この時期のオーストラリアはちょうどゴールドラッシュであり、その影響で人口が急増していた。メルボルンも例外ではなく、これにより業務量が増大した影響で記録管理が不安定になっていた。それを受け同月16日、植民地長官の任に就いていたロンズデールは、公式通達Official Correspondenceという表題の指示書を政府部内報Government Gazetteを通じて出した。この指示が、その後の記録管理を確実なものとするにあたり大きな影響を及ぼすことになる。具体的には、そこには以下のような指示が盛り込まれていた。

- ・ 政府内部での通信のあて名の記載方法
- ・ ひとつの用件につき、一通の通信を用いるべきこと
- ・ 内容に応じ適切な段落分けを施すべきこと
- ・ 添付書類には通し番号をつけるべきこと

しかし一度の通達ではなかなかロンズデールの指示も守られなかったようで、1年半後の1853年2月12日には「ルールの不履行によって極めて大きな不都合が事務処理に生じている」という警告と共に同じ指示が再度発せられた<sup>11)</sup>。

このようなロンズデールの努力によりヴィクトリアの記録管理は比較的安定したものとなっていく。そしてそのことは、ロンズデールの指示によって作られた記録管理のシステムが、その後長く維持されたということをも意味している。たとえば「各部局は年が変わるごとにシリーズを更新し、このシリーズ内の通信文には順番に番号を振っていく」<sup>12)</sup>というやり方は、年次別単一番号登録システムannual single number registry systemの名で今でも比較的よく用いられる文書管理の方法とされている。

以上ここまででうかがわれるのは、ロンズデールがある意味で忠実な統治者として任地の統治業務を司り、それだけでなく、その業務の上位機関への報告義務を心得ていたことであり、

10) Russel, 2003, p. 1.

11) *ibid.*, p. 2.

12) *ibid.*, p. 2.

そのような必要から日常的な文書管理の重要性が意識され、そのための方法の徹底が図られたということである。文書管理の思想が現用文書の管理の徹底に基礎を置いているということが、あらためて注目されるべきだろう。

上位機関への報告のための記録管理というロンズデールの発想がヴィクトリアにおける記録管理をたしかなものとするにあたり一定の意義を持ったということがここまでで理解される。このような基盤の上に、記録をよりパブリックな、つまり町を支え築いていく人々のものと捉え、その視点から記録の作成・管理を考える人々の取組みが重ねられていくことになる。

## 2 統治のための情報の整備と共有

上に見られるように、ロンズデールによるイニシアチブのもとで記録管理の体制が整えられていく。その結果として進捗中の業務について紹介するためのシステムが次に引くようなかたちで整備されることになる。

すべての部内通信は次官の手で開封され、すぐに記録登録部署Registryに送られる。記録登録部署にいてすべての部内通信を精査する主任担当官Chief Clerkは、その通信以前に届いているどの書類と照合すれば用件の全体像がはっきりするかを、当該通信に書き込み、必要な場合どの既着書類を参照すべきかを指示しておくのである。そして簡潔な概要が裏面に記入されたのち総合記録係General Registerに送られて番号を振られる。総合記録係では当該用件に関するすべての既着書類の番号が記入されることになる。……この部署を預かる役職係官は公文書保存官Custodian of Public Recordsであり、部局全体から照会を受けることになる。この役職につく者は業務全体を知悉しており、次官が病氣や不在の時には部局の次の代表者ともなるのである<sup>13)</sup>。

まさに記録を管理することが業務を管理することに密接に結びついていることを、ここからうかがい知ることができる。このような業務遂行と結びついた現用記録の管理体制がおおよそ整ったところで、それらの記録のさらなる洗練が進められる。この洗練が何のために行なわれるかといえば、もちろんこれまでの取組みの延長上にあるとすることができる。今ここで業務遂行という語を用いているが、そもそもロンズデールがシドニーから派遣されていた時代から、彼らの業務とはすなわち領土の維持と住民の管理だと言えらるだろう。政府の任務は住民の統治にあり、その目的に資する方向での洗練が、業務記録の内容や様式に加えられていくのである。

ここで重要な役割を果たしたのが、ウィリアム・ヘンリー・アーチャーである<sup>14)</sup>。彼は上級記録官Register-Generalと政府の統計専門官を兼任しており、出生、死亡、結婚に関する統計表を作成したが、それはオーストラリアの他の管轄区域よりもずっと詳しく、本人の両親の職業や出生地まで記録するものだった。ゴールドラッシュ期のヴィクトリア州において詳細な社会人口学的データが収集可能となったのは、これのおかげであった。また彼は、すでに大量に蓄

13) *ibid.*, p. 3.

14) *ibid.*, pp. 4-5.

積されていた犯罪統計の見直しも行なった。そこには犯罪にかかわる記録簿に年齢、性別、教育程度などといった情報が一切記載されておらず、この点について植民地長官のロンズデールに注意を促すといったこともしている。

ここで犯罪に関していうと、そもそも今のオーストラリアがイギリスの流刑地とされていたことを想起しなければならないだろう。オーストラリアへの流刑に処せられた人々は、本国のイギリスでそのような判決を受け、それに基づいて流刑されてくる。どの罪人が、どのような罪でオーストラリアに送られてくるのかを記載したものが罪状証明書あるいは判決申し渡し書 Convict Indents である。これが適切に管理されていなければ、流刑された人々の扱いはまた不適切なものとならざるを得ない。たとえば1830年のニューサウスウェールズ立法委員会の定めた「ニューサウスウェールズにおける犯罪者の刑罰と流刑のための条例」では、この証明記録の目的について次のように意味づけている。

犯罪者がしばしば裁判から逃亡するのは、重罪によって有罪となった前科について証明することが困難であり、たとえそれが何度も繰り返されたとしても、それが海を隔てた国でのことであれば証明は尚さら困難であり、それゆえに判決申し渡し書 indent を作成して……当該植民地に移送された犯罪者それぞれについて氏名、罪名、移送期間を記載しておけば、そのような犯罪者の裁判の際には、そのような犯罪が当該裁判所に記録されていることを証するものとして、また、その犯罪者が当該植民地に流刑者として入ったことを証するものとして、……そのような犯罪者の前科を……裏づける十分な証拠となるであろう<sup>15)</sup>。

判決申し渡し書の偽造で捕らえられた者には厳罰が科せられており、それには7年間の流刑、投獄、一回から三回までのむち打ちなどがあった<sup>16)</sup>。

このように、ヴィクトリア州の記録管理は、まず植民地中央政府への報告の必要から発し、それがオーストラリアという国家としての独立というイベントもはさみ、統治権力をふるう政府として、その業務を確実かつ円滑に進めるための重要な道具として発展してきたのだと見ることができる。作成され整理された文書は文書管理の専門部署において集中管理され、政府部内でその文書の作成にあたった当該部署だけでなく、その周辺業務に携わる他部署のスタッフも照会できるような仕組みが整えられていたことがわかるのである。

ここまでのまとめによって、VERSを生みだした先端的なヴィクトリア州の文書管理の伝統は、それをさかのぼって見てみれば、外部（上位機関）への報告、および住民統治という目標のための政府内各部署の情報共有という、おもにふたつの必要から生み出され、培われてきたことがわかる。

ここでひとつ付言しておかなければならない。アーカイブズの必要性を述べる際その根拠として今日しばしばアカウントビリティという用語・概念が援用される。これは日本語では「説明責任」とされることが多い<sup>17)</sup>が、その責任を負うべき「説明」とはいかなる含意を持つもの

15) *ibid.*, p. 12.

16) *ibid.*

17) 挙証説明責任（安澤秀一）と訳されることもある。この点についての検討は【藤吉、2006】でも行なった。

であるかという点について、ここまで見たことから一定の示唆を受けることができるのではないか。この点について、ここで少し考察しておきたい。

・アカウントビリティとしばしばセットで用いられるものにステークホルダーという用語がある。日本語では利害関係者などと言ったりもするが、たとえば企業（株式会社）に対する株主であるとか、政府に対する住民であるとか、要するに、ある組織の内部の成員ではないが、その組織の活動によって一定の影響を利害の上でこうむる存在といった意味で捉えられるような人々のことを指す用語である。この延長上にCSR: Corporate Social Responsibilityという概念も生まれたのだと見ることができるが、ここではここまで視野を広げず、今までに見てきたヴィクトリア州の事例に即して考えてみたい。

ヴィクトリアの前身であるポートフィリップ地区の統治にあたった人々にとって、統治する自分たちは絶対的な権力者ではなかった。彼らはそもそもがシドニーから派遣されて現地に向かったのであるし、さらにいえばそれは、国王の命を受けてのオーストラリア統治である。現場では自分たちの判断に基づいて事態を処理しなければならないこともままあっただろうが、その前提として植民地政府や、間接的には宗主国元首の命を受けて彼らは現場に赴いているのだということが忘れられてはならないだろう。それゆえその仕事は、自分たちの判断で処理が片づけばそれで完結したということにはならない。その課題に対して自分たちがどのような判断を下し、その結果どのようなかたちで完結したのか、そのことを、統治を自分たちに命じている上部機関に報告し、さらに場合によっては承認を得て初めて、自分たちの任務が「完結」したと言える——そのように考えられていたのだと見ることができる。

ここに見られる考え方、つまり「課題が達成された」と判断できれば任務は終了」なのではなく、「課題が達成された」と判断できたら上位機関に必要書類をそろえて報告し、認められたら初めて任務は終了」という考え方こそが、アーカイブズの基盤として不可欠の要素である現用文書の適切な管理を、植民地時代初期のヴィクトリア州にもたらしたのではないかと考えることができる。課題や任務は、自分たちが「完了した」と考えたらそれで完了になるわけではなく、そこから先に「たしかに完了した」という承認を上位機関から与えられなければならない。

統治時代の当初は上位機関が報告の対象として存在していたわけだが、それがオーストラリアという国の独立すなわち国家主権の確立と共に、報告の対象として浮上してくるのが公衆publicである。これは単に主権の根拠が国王から国民に移行したから自動的に浮上してきたというだけでなく、国民の側からの統治機関への働きかけが大きく作用していたと見ることができる。統治される側にいる国民が、みずからを統治する機関に対してその統治の方法に関する説明を求めるといのが、アカウントビリティの基礎にあるといつてよいだろう。そして、そこから派生するかたちで国民、あるいはオーストラリアに生きる自分たちのアイデンティティを確認する拠り所としても、すでに現用を離れ歴史的な存在となったアーカイブズが求められるようになるのである。この点については4節でみることにし、次節では歴史的な記録となる以前の、日々の業務遂行において参照される現用文書を整理・保存するために必要となる物理的な措置、すなわち収蔵庫の整備がどのように進められてきたかを見ておくことにしたい。

### 3 アーカイブズ施設整備の前段階

すでに何度も見てきたように、ヴィクトリアにおける文書管理は現用文書の適切な利用を主たる目的として始まっている。単純に現用といっても1、2年から数年に限られたものばかりではない。たとえば住民管理のための文書は一人の人の生涯と同じ長さだけ現用状態を保つし、土地台帳であれば所有者の変遷を考慮に入れても実質的に現用期間は永久といってもおかしくない。それゆえ、現用文書といえどもその量は膨大となり、保管のための施設や設備が必要となる。この節では現用文書保存の必要からヴィクトリアにおいてどのようにそのための施設が拡充されてきたかについて、簡単に見ていきたい。

ラッセルによれば、ヴィクトリア州の公的な議論のなかで初めて文書管理のための施設の必要性が取り上げられたのは1857年のことである<sup>18)</sup>。議会において次のような質問がなされたという。

公的記録に供するための堅牢な部屋の建設に向けて政府が何らかの手を打ったかということについてであります。現在、最高裁判所記録登録所Supreme Court Registry Officeに保管されている証書類の大半はネズミによって破損されており、この惨状が改善されなければ記録登録所機能は完全に不能となってしまうものと危惧されるのであります。……中略  
……

ベイズリー Pasley長官は最高裁判所を新設し、その機能に応じた事務所を併設し、その事務所にはこの記録保管用の部屋が設置されるべく、遅滞なきことを述べられました<sup>19)</sup>。

もちろん、この質問によって即座に記録保管のための施設が完備されたわけではないが、まず基本的には政府が適切に保管しておくべき、法的な証拠として利用される可能性のある書類について、それを破損などのおそれのない状態で保管しておくための施設がつくられることとなった。それが1800年代の終わり頃のことである。メルボルンのクイーンズストリートは市街地の中心部をほぼ南北に貫通する大きな通りだが、そこに記録を保管するためのふたつの建物が建てられた。ひとつは不動産登記事務所Titles Officeであり、それに隣接してもうひとつ、新公文書館New Record Officeが建てられた。これは当時の水準から見ると優れた記録保管庫を備えていたと言われる。設備は次のようなものであった<sup>20)</sup>。まず床はコンクリートで固められ柵は鉄製のものが据えつけられた。そして上げ下ろしを遠隔操作できる鉄製のシャッターがつくられたことによって、外部からの盗難や火災などの際にも記録類を保護することができるようになった。このように整備された環境のもとで保管された記録類は、その後、1973年の公文書法Public Records Act 1973成立を受けて北メルボルンに新築されたVictorian Archives (実質的にPROVの本部)に移送された。移送までのおよそ100年ほどの間、その建設当時最新の保存対策を施された施設のなかで、これらの記録は破損や散逸などの被害を免れ、適切なかたちで保

18) Russel, 2003, p. 3.

19) *ibid.*, p. 3.

20) *ibid.*, p. 5.



管されていたのである。

しかし、これらの施設といえども州政府の公文書全体を、現用期間が過ぎたものも含めて保管するという目的のためには決して十分ではなかった。本来が現用の文書を整理・保管し、政府業務の必要に応じて適切に参照できるような体制を整備するなかでつくられたものなのだから、現用期間を終えたものにまでスペースを割くということは困難であった。そのための施設は別に求めなければならなかったのである。

当面、その役割を果たすことを期待されていたのはメルボルンにある公共図書館Public Library、のちの州立図書館State Library of Victoriaであった。しかし、ラッセルは公共図書館のアーカイブズに対する当時の態度を次のように述べている。

19世紀のヴィクトリア州公共図書館は、オーストラリアでまとめられた文献類の収集にはほとんど力を入れてこなかった。理事長President of the Trusteesであるレッドモンド・バリー、および連続して司書職に就いたオーガスタス・タルクとヘンリー・シェフィールドという2人のもとでこの図書館は、歴史家のデヴィッド・マクヴィリーが「完璧な英国の図書館」と呼ぶような状態にあったのである<sup>21)</sup>。

これについては説明が必要かも知れない。たしかにこの当時の公共図書館は、公文書の組織的な収集に乗り出していたわけではなかったが、だからといって公文書の保存に冷淡というわけでもなかった。むしろ、図書館が副次的な業務として公文書収集に携わるのではなく、公文書それ自体のための機関の創設が望ましいという考え方が、この時期の図書館関係者の間にはあったようだ。1800年代後半の回想として次のような証言が引かれている。

（当時の図書館には）アーカイブズ部門設立のために何らかの努力がなされるということではなかった。このようなことになったのは、当時の図書館関係者たちが……中略……図書館のなかでアーカイブズを所管する一部署としてではなく、ロンドンにあるものに準じたパブリックレコードオフィスを、独立した機関として設立しようと考えていたことに基づく<sup>22)</sup>。

とはいえ、現用として保存しておくべき文書は次第に増大し、新たな文書も絶えず作成されつつあるなかで、それまで確固たるものと思われてきた公文書の適切な保存が危うくなっていくのは1800年代から1900年代への世紀の変わり目の頃であった。このような状況下、イギリス本国の政府より各植民地に向けて「公的記録の観察を指揮するための規則」という標題の通達を送られた。これは、保存に必要な公文書を適切に保存することを求めると共に、単に保存するだけでなく、業務上必要とされる場合のみ閲覧が許可され、文書に記載されている私人の情報などがみだりに部外者の目に触れないようにすることを求めるものであった。すなわち公文書を適切に、かつ厳重に保管することを求めたのがこの通達であった<sup>23)</sup>。

---

21) *ibid.*, p. 7.

22) *ibid.*, pp. 10-11.

23) *ibid.*, pp. 13-15.

こうした宗主国からの通達も、文書管理体制の整備を政府に迫るものであったが、この時期それとは別に、入植当初以来の記録をコミュニティの財産として保存しようという動きが民間の人々のあいだに起こりつつあった。歴史協会Historical Society設立の動きである。結果としてこの動きが、現用期間を過ぎた文書を保存するための固有の施設の建設にまでつながっていくことになる。次節ではこの動きを見ておきたい。

#### 4 歴史協会の設立

1800年代から1900年代への世紀の変わり目は、オーストラリアの国家としての独立という事件を受け、国民としての意識を人々に喚起する時期でもあった。そしてその意識は、入植の当初より営々と築いてきた開拓者としての営みを人々に振り返らせるものであった。この時期の人々の意識をラッセルは次のようにまとめている。

開拓者の記憶を収集しようという関心が当時はオーストラリアの植民地全体にわたって広範に存在していたが、これにはふたつの背景がある。ひとつは、1890年代に入っていよいよ差し迫った連邦化に刺激されてわき起こってきた国民意識であり、もうひとつは、まだいくらかの開拓者が存命中とはいえ誰ももはや長くはないだろうという現実である。…その後、開拓時代の記録をまとめた書物やシリーズが相次いで刊行された。…<sup>24)</sup>

こうした雰囲気が高まっていくなかで1900年代初期に設立されたのが歴史協会であるが、そこで目的として掲げられたのは、初期の入植者の経験を記録に残すこと、今でいうオーラルヒストリーの取組みと、公文書、とりわけポートフィリップ地区に統治がしかれて直後以来の、初期の政府活動のなかで作成された記録を保存する取組みである。歴史協会設立に中心的な役割を果たしたのがアルフレッド・グレイグという、のちにメルボルン大学の学籍担当者として勤めることにもなる人物であるが、彼は熱心な郷土史家でもあり、ヴィクトリア歴史雑誌Victorian Historical Magazineの発行に力を尽くした他、単独・共同で歴史研究を著している。1910年の歴史協会の会合では参加者のなかから次のような提議がなされた。グレイグが公文書保存のため政府に働きかけるきっかけともなった発言である。

1839年から1854年まで、ラトロープがポートフィリップ地区の行政を管轄していた期間、行政長官と上位機関との間でやりとりされた通信は相当な量に達している。これは住民の管理、土地の売却、金鉱の発見、囚人の移送予定などに関するもので占められており、植民地の歴史を学ぶ学生にもきわめて有意義な資料である。これら文書類は不動産事務所に保管されており、組織的に調査すればさらに興味深い素材も見つかるだろう。これらの資料はロンドンの公文書館Record Officeの方法に従って選別、整理、冊子への製本、保管がなされるべきである<sup>25)</sup>。

24) *ibid.*, p. 8.

25) *ibid.*, p. 19.

このような提議を受けて議論が重ねられ、およそ半年後にグレイグは当時の首相に面会を求める書簡を送っている。そのなかで首相への要請を次のようにまとめている<sup>26)</sup>。

(1) ラトロープによる統治が開始された日から……1854年までの諸機関の所有する書類について、適切な整理と製本を施し、学生たちが閲覧できるようにすること、(2) 官庁において業務上は不要となった公的書類の保存を確かなものとするための諸手続きが定められるべきこと、これは業務上は不要になったとしてもヴィクトリアの歴史という観点からはきわめて重要なものである。

この要請事項と共にグレイグは、「いずれにおいても近代的な政府は……公的文書の保存と照合のための準備を整えているものである」と述べ、この問題に対する政府の注意を喚起している。この書簡を送って間もなく、グレイグの引率する歴史協会のメンバーは首相と直接面会し、この問題を解決するための政府の具体的な対応を求めたが、結果として歴史協会が首相の許可を得て、その後の公文書の整理、特に現用を終えて破棄はされていなくても十分に管理されず、放置されていた公文書類の整理に乗り出すこととなった。歴史協会のメンバーで構成された「ヴィクトリアの政府事務所に保存されている文書資料を調査するための下部委員会」が、政府と連携しつつこの任にあたることとなったのである。

以上みてきたように、政府がみずからの持つ外部への報告と内部での意思疎通のために整理・保存されてきた書類が、現用を終えて散逸の危機に瀕していた段階で（実際に散逸したり廃棄されたりしてしまったものもあった）、民間で設立された歴史協会が働きかけを行ない、現用を終えた文書についてはいわば「歴史の証人」としてしかるべき処置を施したうえで保管する体制を整えるということが実現した。非現用文書のための本格的なアーカイブズ施設の設置にはなお数十年の時日を要することになるが、それでも、業務遂行に必要な文書の管理がどのような経緯で歴史的な記録として残されるようになっていったのかということ、ここからよくうかがい知ることができる。歴史的に重要な意味を持つものであったとしても、現用段階で管理や保存が適切になされていなければ、そもそも後世への記録として残ること自体が稀になってしまう。遂行すべき業務に合わせた記録の取り方の整備や標準化など、ここから得られる示唆は多い。

## おわりに

本稿では、オーストラリア・ヴィクトリア州における政府の記録管理のあり方を、そのごく初期の時代、1800年代の半ばから1900年代の初頭までの時代について概観し、1900年代の末にVERSを生み出すこととなった伝統と背景をさぐってきた。ここまでの検討でわかるのは、業務記録はまずもって現場の職務遂行を円滑にするための道具であり、その道具としての洗練が、その後それらがアーカイブズとして保存される時の歴史的記録としての洗練にもつながっている。

26) *ibid.*, p. 19.

るということだろう。もちろん、このようなことが実現したさらにその背景には、マックス・ウェーバーのいわゆる官僚制のシステムによって業務遂行のなされる体制が整っており、文書による意思や情報の伝達という組織文化が定着しているということが認められなければならないだろう。

ひるがえって日本にそのような組織文化はどの程度定着しているのかということ、あらためて考えてみる必要があるのではないか。近年「偽装」というキャッチフレーズで報道される事件が散見され、そこには「保証書の保証する内実が実際には伴っていない」ということに対する怒りがあると考えてよいだろう。これはこれでもっともな怒りと言えなくはない。しかし、一方で日本には、書類というコミュニケーション手段に対して「しょせん文字づらのことではない」というような、いささか気どっていえば書かれたものをその内実において見下すような文化もあるのではないか。書類は書類で体裁を整えておけばよい、実際はまた別のことであるという考え方は、「偽装」というものに対して比較的寛容な態度を人にとらせるのではないかとと思われる。加えてまた、みずからの組織の業務遂行について、証拠となる記録をもって外部に説明するという文化の存在も疑わしい。

アーカイブズの発展には、それにふさわしい、あるいはそれを促進するような文化のかたち、コミュニケーションのかたちというものが想定されるはずである。それにふさわしくない文化があったとして、両者を優劣の関係でのみ捉えるのは不当というものであろう。歴史や伝統を重んじる態度と、たった今進みつつある業務について記録を残し、外部に報告しながらことを進めるといった態度との間には、いくらかの距離を認められると思われる。その意味で、VERSを生み出すまでにいたったヴィクトリア州ひいてはオーストラリアの記録をめぐる文化について、今後さらに検討を重ねていく必要がある。

#### 文献

Russel, Ew. *A Matter of Record*. Public Record Office Victoria, 2003.

Andrew Brown-May & Shurlee Swain (eds.), *The Encyclopedia of Melbourne*. Cambridge University Press, 2005.

藤吉圭二, 2006, 「電子ネットワーク時代の組織記録—オーストラリア・ヴィクトリア州のVERSを事例として—」【高野山大学論叢】41.

#### ウェブサイト

PROV, <http://www.prov.vic.gov.au/>

VERS, <http://www.prov.vic.gov.au/vers/vers/default.htm>

※PROVのサイトからはヴィクトリア州の歴史に関する多様な資料を閲覧・ダウンロードすることができる。

本稿は、科学研究費補助金（基盤研究（B））（平成18～20年度、研究課題名「オーストラリアと日本の自治体における業務記録管理システムの比較研究（研究代表者：藤吉圭二）」課題番号：18330117）による研究成果の一部である。